

令和８年度東広島市庁用スマートフォン
及び電話サービス更新業務
プロポーザル実施要領

令和８年１０月

東広島市 総務部 DX推進チーム

1 趣旨

この要領は、東広島市が発注する「令和8年度東広島市庁用スマートフォン及び電話サービス更新業務」を受託する事業者（以下、「受注者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

（1）業務名

令和8年度東広島市庁用スマートフォン及び電話サービス更新業務
（以下、「本業務」という。）

（2）業務内容

- ア 電話サービスに係る業務
- イ スマートフォンに係る業務
- ウ 研修及び運用支援に係る業務

※詳細は、別紙「令和8年度東広島市庁用スマートフォン及び電話サービス更新業務調達仕様書（以下、「調達仕様書」という。）」のとおり

（3）契約期間

ア 構築期間

契約締結の翌日から令和9年2月28日（予定）まで

イ 利用期間

令和9年3月1日から令和12年2月28日までの36か月
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

ウ 延長利用期間

令和12年3月1日から令和14年2月29日までとする。

※ウの延長利用は保証しない（当初から5年間の利用申込は行わない。）

※イの期間終了までに延長利用申込を行うかどうかを協議し、原則として市の意向に従うものとする。

（4）契約の形態及び支払方法

構築費用は構築完了後に支払うこととし、電話サービスの利用等に伴う経常費用については、月額での支払いとする。

（5）構築費用提案上限額

32,070,610円（消費税及び地方消費税含む。）

提案上限額は本業務の調達における提案価格の上限であり契約時の予定価格を示すものではない。

3 選定

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

（1）単独企業の場合

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

イ 本業務の公募を開始する日から契約締結日までの間のいずれの日においても東広島市の指名除外を受けていないこと。

ウ 参加表明書を提出する日において東広島市における市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

エ 地方公共団体又は企業等の同一発注者に対し、累計500台以上のスマートフォンを導入し正常に稼働させた実績を有すること。なお、通信事業者が単独企業として参加する場合において、販売者等を経由してスマートフォンを導入した実績も認めるものとする。

(2) 企業グループの場合

ア 企業グループの全ての構成員が上記(1)ア、イ及びウの要件を満たしている者であること。

イ 企業グループの構成員のいずれか1者が(1)エの要件を満たしていること。

ウ 企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本業務の調達に参加していないこと。

5 スケジュール (予定)

公募開始から契約締結までのスケジュール (予定) は次のとおりとする。

	東広島市	提案者
10月22日(木)	公募(提案の受付)開始	
	↓	
10月30日(金)	参加表明書の提出期限	参加表明書の提出
	↓	
11月2日(月)	参加資格の確認結果通知	参加資格の確認結果受領
	↓	
11月4日(水)	質問書の提出期限	質問書の提出
	↓	
11月5日(木)	質問書への回答	回答の受領
	↓	
11月13日(金)	提案書等の提出期限	提案書等の提出
	↓	
11月20日(金)	審査(プレゼンテーション等)	プレゼンテーション参加
	↓	
11月下旬	審査結果通知	審査結果通知の受領
	↓	
11月下旬以降	結果の公表・契約締結	

6 参加表明書の提出

本業務の調達に参加を表明する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

提出期限：令和8年10月30日（金）17時まで

提出先：東広島市総務部DX推進チーム

提出書類：ア 様式第1号「令和8年度東広島市庁用スマートフォン及び電話サービス更新業務参加表明書（以下、「参加表明書」という。）」及び様式第1号（別紙）「企業概要表」

イ 様式第2号「スマートフォンまたは電話交換機導入実績書」

※4（1）エに該当する業務の契約書の写し及び検査調書の写し又は発注者の実績証明書等、事実確認できる書類を添付すること。

ウ 様式第3号「グループ構成書」（企業グループの場合）

エ 様式第4号「委任状」（企業グループの場合）

オ 東広島市税に滞納がない旨の証明書

※参加表明書提出日の前3か月以内に発行されたものに限る。

写しでも可とする。

提出方法：郵送又は持参すること。（郵送の場合も、提出期限までに必着とする。）

提出書類を封筒に入れ、参加企業（グループにあっては代表企業）の商号又は名称及び「令和8年度東広島市庁用スマートフォン及び電話サービス更新業務参加表明書在中」と記載すること。

7 参加資格の確認

参加表明書の提出があった参加表明者の参加資格を確認し、プロポーザル参加資格確認結果通知書を通知する。

通知日：令和8年11月2日（月）

通知先：参加表明書を提出した参加表明者の連絡先

通知方法：電子メール

なお、電子メールの件名は「令和8年度東広島市庁用スマートフォン及び電話サービス更新業務に係る参加資格の確認について」とする。

8 参加資格の喪失

参加資格確認通知を受けた後においても、次のいずれかに該当するときは参加資格を失うものとする。なお、参加資格を喪失した者には喪失日以降、対象の文書は通知しない。

- （1）参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- （2）参加表明者が本業務に対して2以上の参加申請をしたとき。
- （3）参加表明者が他人の申請の代理をしたとき。
- （4）参加表明書及び提案書等の内容並びに審査等の説明内容に関して、事実と反する提案等の不正行為があったとき。
- （5）参加資格を有する者（以下、「プロポーザル参加者」という。）が提案書等を提出しなかったとき。
- （6）本市からの提案書等に関する質問を、プロポーザル参加者が回答しなかったとき。
- （7）プロポーザルの参加を辞退したとき。

9 質問及び回答

(1) 質問

本業務に関し質問がある場合は、次のとおり質問書を提出するものとする。

提出期限：令和8年11月4日（水）17時まで

提出先：東広島市総務部DX推進チーム

提出書類：様式第5号「令和8年度東広島市庁用スマートフォン及び電話サービス更新業務に係る質問書」

提出方法：電子メール

なお、質問は「15担当部署（事務局）」に記載のメールアドレス宛に、件名を「令和8年度東広島市庁用スマートフォン及び電話サービス更新業務に係る質問（提案）」として送信すること。また、受信確認のため、メール送信後に担当部署（事務局）へ電話連絡を行うこと。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

回答日：令和8年11月5日（木）

回答先：全てのプロポーザル参加者

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては質問者のみに対して回答する。

回答方法：電子メール

なお、電子メールの件名は「令和8年度東広島市庁用スマートフォン及び電話サービス更新業務に係る質問に対する回答」とする。

10 提案書等の作成・提出

プロポーザル参加者は、別に定める調達仕様書を確認の上、次の書類を提出すること。

(1) 提案書等の提出

提出期限：令和8年11月13日（金）17時まで

提出書類：ア 提案書記載事項一覧（作成要領別紙1）により記載した提案書（以下、「提案書」という。）

※令和8年度東広島市庁用スマートフォン及び電話サービス更新業務提案書等作成要領参照

イ 機能要求書（提案書類様式1）

ウ 提案価格書（提案書類様式2）

提出方法：郵送又は持参とする

その他：提出された提案書等の書類は、返却しない。

なお、提案書等を再提出した場合は、前回提出分を返却する。

(2) 提案書等の再提出

提案書等の提出期限内に限り認める。なお、提案書等の部分的な差替えは認めない。

(3) プロポーザル参加の辞退

プロポーザル参加者がプロポーザルの参加を辞退する場合は、様式第6号「令和8年度東広島市庁用スマートフォン及び電話サービス更新業務プロポーザル辞退届書（以下、「辞退届書」と

いう。)」を提出すること。なお、契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合においても、辞退届書を提出するものとする。

また、辞退届書の提出があった場合でも、それまでに提出された書類は返却しない。

(4) 費用の負担

本業務の調達の提案に要する一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とする。

1 1 審査の実施

(1) 審査方法

プロポーザル参加者に対し、プレゼンテーション形式による審査を実施する。なお、プレゼンテーションの内容は、提案書に沿ったものとする。

日 時：令和8年11月20日（金）予定

場 所：東広島市役所内

時 間：プロポーザル参加者1者あたりの時間は40分とし、内訳は次のとおりである。

ア プレゼンテーション：20分

イ 質疑応答：20分

その 他：プレゼンテーションに欠席する場合、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

ただし、災害、交通関係の事故等、真にやむを得ない事由により出席できないと判断される場合はこの限りではない。

(2) 提案書等の審査について

本市で設置する選定委員会において、提出された提案書、プレゼンテーション、機能要求書、提案価格書により別に定める基準により採点する。

(3) 最優秀提案事業者の決定

委員会の審査の結果、最高評価点となった者を最優秀提案事業者とする。

最高評価点獲得者が2人以上ある場合、価格が低い者を優先する。

最高評価点獲得者が2人以上で、価格も同額の場合は、委員会の委員長が最優秀提案事業者を決定する。

1 2 審査結果の通知

審査結果の通知を次のとおり行う。

通 知 日：令和8年11月中

通 知 先：全てのプロポーザル参加者

通知文書：件名「令和8年度東広島市庁用スマートフォン及び電話サービス更新業務に係る
最終選定の結果について」

通知方法：郵送とする

1 3 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

(1) 機能要求書において「必須」とする項目について要件を充足しないと判断された場合

(2) 提案価格書の金額が提案上限額を超えている場合

1 4 契約事項

(1) 契約手続

契約にあたっては、最優秀提案事業者と提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合には、契約を締結する。基本的には、調達仕様書に提案書等の内容の一部又は全部を追加することとするが、提案書等の内容の変更もありうる。

また、最優秀提案事業者と協議が整わない場合にあっては、次点として評価した提案事業者と協議の上、契約を締結することがある。

(2) 契約保証金

東広島市契約規則第34条各号に掲げる条件のいずれかを満たす場合には、契約保証金は免除する。

(3) 契約条件等

東広島市契約規則等を遵守した契約を締結する。

また、契約書及び契約約款については本市の契約課共通様式を使用し契約を締結する。

1 5 担当部署（事務局）

(1) 名称

東広島市総務部DX推進チーム

(2) 所在地

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号（東広島市役所本館5階）

(3) 連絡先

電 話：082-420-0944

FAX：082-422-1395

メール：hgh200944@city.higashihiroshima.lg.jp

担 当：山田